

公立大学法人福知山公立大学評価委員会の概要

1 評価委員会の位置づけ

地方独立行政法人評価委員会は、地方独立行政法人法第11条に基づき、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、設立団体に設置が義務付けられている執行機関の附属機関(第三者機関)である。

(地方独立行政法人評価委員会)

第11条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、執行機関の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会(以下「評価委員会」という。)を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。
- (2) その他この法律又は条例によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、条例で定める。

2 評価委員会の役割

各事業年度及び中期目標期間における業務の実績評価

- 中期目標に対する意見(作成・変更時)
- 中期計画に対する意見
- 年度実績評価に係る財務諸表等に対する意見
- 年度毎の業務実績評価(通知・勧告・公表)
- 中期目標に係る業務実績評価(通知・勧告・公表)
- 中期目標終了時における組織・業務全般にわたる検討

3 評価委員会の設置時期

平成28年2月(中期目標、中期計画の作成に係る意見聴取のため)

4 委員構成

経営又は教育研究に関し学識経験を有する者5人以内とする。ただし、特別の事項を調査審議させるため必要がある時は、特別委員若干人を置くことが可能とする。

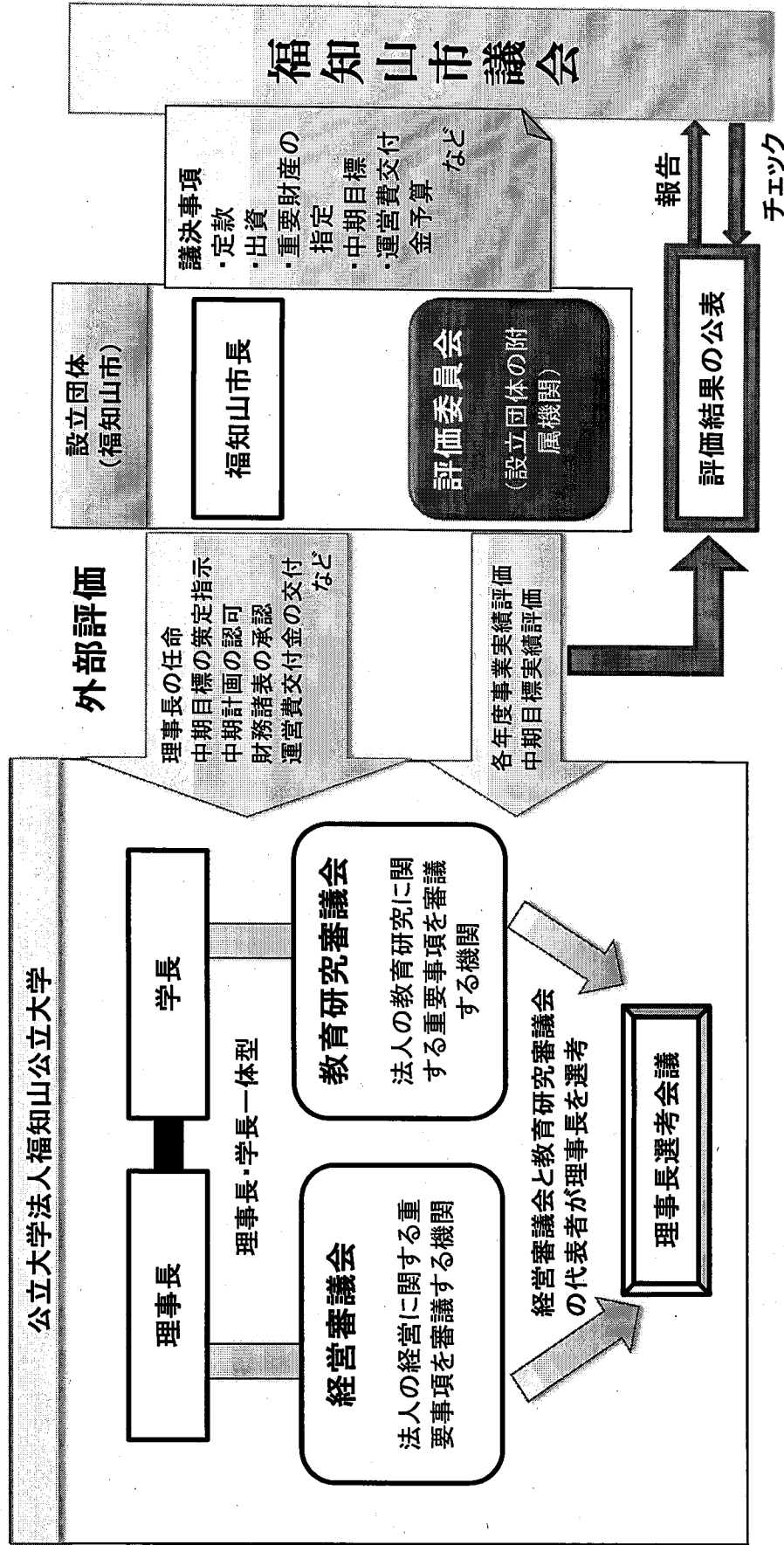
5 委員の任期

2年

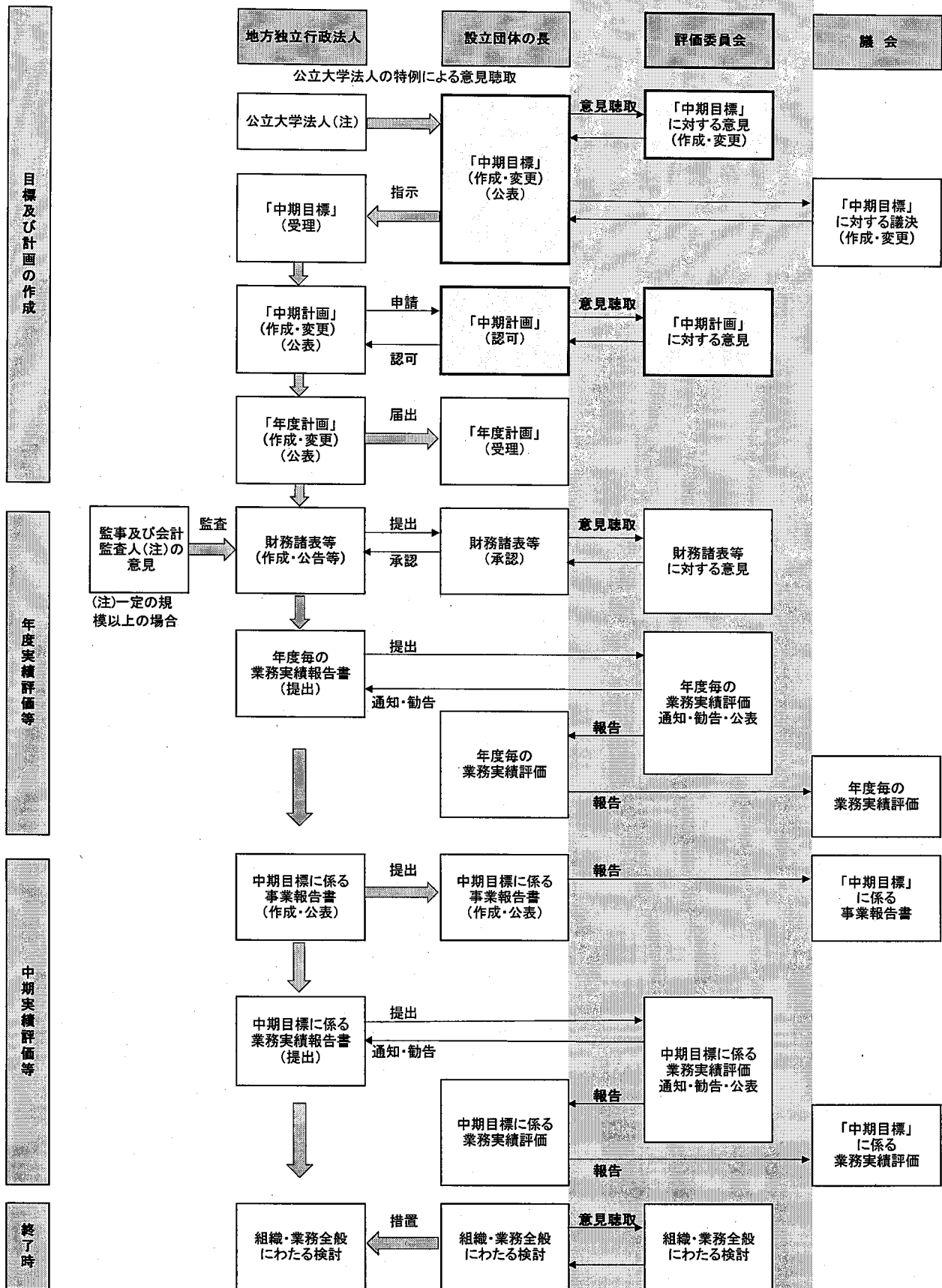
6 委員の任用形態

特別職の非常勤職員

公立大学法人制度イメージ図



公立大学法人のPDCAマネジメント・サイクル



(注) 公立大学法人の場合には一般の地方独立行政法人に対する例外的取扱いとして、設立団体が中期目標を作成するにあたっては公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない(法人法第78条3項)とされています。

公立大学法人福知山公立大学評価委員会条例

平成27年9月28日条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第3項の規定に基づき、公立大学法人福知山公立大学評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第2条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、経営又は教育研究に関し学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(特別委員)

第3条 委員会に特別の事項を調査審議させるために必要があるときは、特別委員若干人を置くことができる。

2 特別委員は、当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第4条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員及び議事に関係のある特別委員（以下「委員等」という。）の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員等の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会は、市長が招集する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年福知山市条例第33号）の一部を次のように改正する。

(次略)